

告 示 第 3 3 8 号

令和 7 年 3 月 2 4 日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

食肉センターのあり方検討支援業務委託契約に係る企画提案競技（プロポーザル方式）
参加者の資格について（告示）

食肉センターのあり方検討支援業務委託契約に係る企画提案競技に参加する者に必要な資格を次のとおり定めたので告示します。

なお、この契約に係る企画提案競技に参加する資格を得ようとする者は、下記要領により食肉センターのあり方検討支援業務委託契約に係る企画提案競技参加申出書に必要書類を添えて提出してください。

記

1 業務の概要

民間事業者により運営されている食肉センターの今後のあり方などの検討支援業務を行う。

2 資格要件

この企画提案競技に参加できる者は、次に掲げる（1）から（8）までの要件を満たしていることとする。

- （1） 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （2） 納期の到来している市税（本市内に営業所等がないため本市に納税義務がない場合は、納期の到来している市区町村税）、消費税及び地方消費税を完納していること。
- （3） 参加申込み時点において、鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成 1 1 年 4 月 1 6 日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- （4） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- （5） 本告示の日から企画提案競技参加申込期限の日までの間において、本市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成 2 6 年 3 月 2 7 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けて

いないこと。

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（これらの手続開始の決定後に更生計画又は再生計画が認可された者を除く。）でないこと。
- (7) 企画提案競技に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (8) 令和2年度以降にと畜施設や市場施設に関するアドバイザー等業務の受託実績を有していること。

3 申込要領

(1) 提出書類

ア 企画提案競技参加申出書（様式1）

イ 会社法（平成17年法律第86号）に規定される会社については、商業登記簿謄本（写しでも可）

ウ イ以外の法人については、法人登記簿謄本（写しでも可。3か月以内に発行されたもの）。個人の場合は住民票（写しでも可。3か月以内に発行されたもの）

エ 鹿児島市発行の市税に滞納がないことの証明書（原本に限る。）

ただし、鹿児島市内に営業所がない場合等で、鹿児島市に納税義務がない場合は、本社所在地発行の「市区町村税」納税証明書とする。

オ 税務署発行の「消費税及び地方消費税」納税証明書（その3）（原本に限る。）

カ 法人の場合は、決算書（財務諸表（貸借対照表及び損益計算書））直前1期分。個人の場合は、確定申告書の写し。

なお、創業1年未満で決算書等がない場合においては、事業計画書及び資金計画等事業状況がわかる書類

キ 業務実績（様式3）

ク 令和2年度以降にと畜施設や市場施設に関するアドバイザー等業務の受託実績を有していることを証する書類

(2) 提出時期

令和7年3月24日（月）から同年4月7日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(3) 提出方法

直接持参又は郵送（必着）

(4) 提出書類の受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(5) 提出場所及び問い合わせ先

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市産業局産業振興部産業政策課（みなと大通り別館5階）

電話 099-216-1318

(6) 注意事項

本企画提案競技の参加に際しては、別に定める食肉センターのあり方検討支援業務委託契約に係る企画提案競技実施要領を確認すること。

4 その他

食肉センターのあり方検討支援業務委託契約に係る企画提案競技の実施要領等については、鹿児島市ホームページ (<http://www.city.kagoshima.lg.jp/>) において入手することができる。